社会福祉施設の労働災害の現状

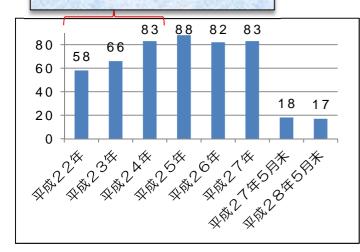
(平成28年5月末日現在)

第 12 次労働災害防止推進計画では、第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化が認められることから、第三次産業のうち社会福祉施設を重点対策業種として位置づけ、労働災害件数を減少させるための集中的な取組を行うこととしています。

労働災害・業務上疾病の防止対策については、事業場に対する啓発・指導の実施、関係災害防止団体等との連携による説明会、研修会等の機会の充実により取組を行っているところです。

平成28年5月末時点における社会福祉施設に係る労働災害の現状を、過去のデータと比較した結果は以下のとおりです。1件でも労働災害が減少するよう労働環境や作業方法について、再確認し、労使一丸となった取組を継続していただきますようお願いします。

第 11 次労働災害防止推進計画期間



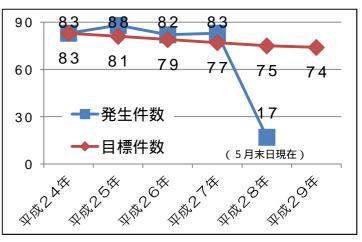
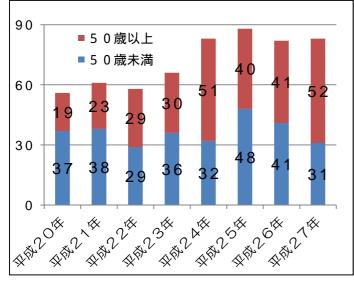
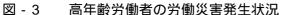


図 - 1 発生件数

図 - 2 第 12 次労働災害防止計画目標件数





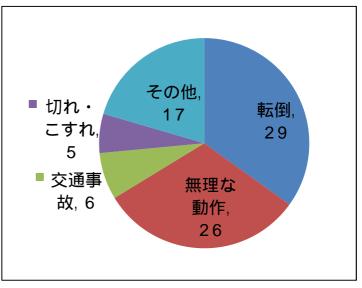
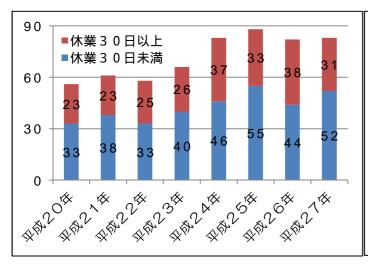


図 - 4 事故の型別(平成27年分)



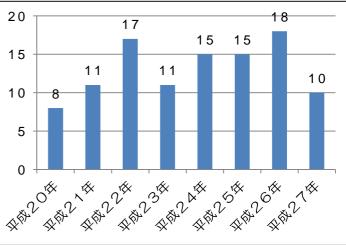


図 - 5 休業日数別発生件数

図 - 6 腰痛発生件数

図-1は、平成28年5月末日現在の発生件数、前年同時期及び、平成22年から27年までの件数を示しています。

平成24年以前の災害発生件数は、60件台で推移していましたが、平成24年から80件台で推移し高止まり状況にあります。

図 - 2 は、第12次労働災害防止推進計画(以下、12次防)の目標件数と実件数を比較しています。平成27年は目標件数より6件多い件数となり、2年連続して12次防の単年目標件数を達成できていない状況にあります。

図―3は、高年齢労働者(50歳以上)の労働災害発生状況を各年の総件数の内数として表したものです。近年、60歳以上の就業者数が増加する傾向であり、社会福祉施設における労働災害で**高年齢労働者が占める割合が年々増加しています。**平成27年においても同様の傾向がうかがえます。

図―4 は、平成27年に発生した労働災害を事故の型別でまとめたものです。『転倒』、『動作の反動・無理な動作』の型が突出しており、この2つの型で全体の約66%を占めています。

図―5 は、休業日数別発生件数をまとめたものです。休業30日以上を要する災害の割合が例年40%前後発生しており、一たび労働災害が発生すると重篤な災害(休業が長引く災害)となりやすい傾向がうかがえます。

図―6は、腰痛の発生件数をまとめたものです。平成27年は10件となっており、前年に対し8件減少しています。

前述のような傾向を踏まえ、引き続き次のような取組をお願いします。

労働災害を防止する取組として従来からご案内しております 「職場における腰痛予防対策指針」を参考とした腰痛予防対策、 作業場の45や転倒しにくい作業方法の選択、転倒危険マップによる情報の共有等の**転倒災害防止対策**、

KYT (危険予知トレーニング)活動による災害防止、 **安全衛生教育等**により、安全衛生に対する意識の向上を図る等、 行動災害の防止の配慮をお願いします。

また、労働災害防止活動の実効性を高めるため、事業場における安全衛生管理体制 の整備を行い、職場環境の改善や安全意識の啓発などに関する事項を行わせてください。

社会福祉施設における安全衛生管理体制について

労働安全衛生法では、労働者数に応じた安全衛生管理体制の確保を義務付けています。

事業場の労働者数 10名から50名未満 衛生推進者(事業場における労働衛生の担当者)の選任

注:社会福祉施設については、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に

おいて、労働災害を減少させるために安全推進者の選任を勧奨しています。

事業場の労働者数 50名以上

衛生管理者及び産業医の選任が必要です。

